午後12時22分開会

○小野委員長 議会運営委員会を開会いたします。

委員会の開会にあたり、報道機関より撮影・録音の申し出がありましたので、冒頭の撮 影及び休憩中を除く録音を許可したいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇小野委員長 はい、それでは報道機関の方、指定の場所において、今ご撮影ください。 はい、それでは、撮影は以上で終了いたします。

日程に入る前に、継続審査となっている陳情につきましては、後日あらためて審査に入らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、日程に入ります。

1、第1回臨時会について。(1)、本日の議事日程について。

別紙のとおりです。ご確認をお願いいたします。

(2)、本日の議事順序について。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- ○小野委員長 はい、議事日程のところで。はい、小枝委員。
- 〇小枝委員 議事日程のところでお伺いします。はまもり議員と岩田議員と私小枝の3名をもって、樋口区長に説明を求める決議案というのを提出させていただいております。議事日程に載せない理由について、ご説明いただきたいと思います。
- 〇小野委員長 はい、まず、今回の。はい、今回の議事日程についてということでご質問がありました。それでは恐れ入ります。事務局よろしいでしょうか。
- 〇石綿局長 それではですね。私の方からは議事日程に載せる前ですね。今回の臨時会の規定、地方自治法上の規定について、まずはご案内をさせていただければと思ってございます。まず、今回の臨時会でございますので、自治法上の102条、これは3号でございます。臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集してとございまして、それから6号では、臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前三項の規定にかかわらず、直ちにこれを、失礼しました、3項、失礼しました。3号、6号ですね。前三項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができるとなってございます。従いまして、臨時会においては、まずは原則として、告示された事件以外はこれを審議することができないとされておりまして、一方で、開会中に緊急を要する事件があるときには、例外として直ちにこれを会議に付議することが認められるとなってございます。ただし、この緊急を要する事件については、先ほど申しましたが例外的な取り扱いとなりますので、日程に追加する場合は、皆様にその緊急性などをお諮りする必要があるかと考えてございます。

〇小枝委員 ただ今の答弁なんですけど、地方自治法102条6号緊急を要する会議に付議して、直ちに付議してほしいということで、3人の区議会議員が、前日からお願いに伺って提出をさせてほしいと申し上げている事項について、これは3人の区議としては、議案提出権を持っております。そして、なにが緊急かということについては、今、現在起きている事案については、緊急があると判断して、その緊急性を判断したので、提案させて

ほしいということでお願いしております。議運のこの議事の中に載らなかったということ は、議案提出権、議員の権限を地方自治法102条6号の緊急を要する議案ということを 拡大解釈して、過去には(聴取不能)のことなどでも決議をしているにもかかわらず、今 回取り上げないということは、それは判断はもちろん議員一人ひとりが政治生命をかけて やることですから、本会議場でどのような判断をするかというのは、それぞれの言論の場 でやることだと思うわけなんですけども、この議事日程に載せないというやり方は、非常 に千代田区議会の見識にも関わることだと、今日ここに来るまで考えもしなかったことで すので、私たちは今、この区長が学歴詐称、知事の学歴詐称に関わって、公式の場に出て いけなくなっているという状態自体がですね、極めて区制に不安にしているし、区民生活 を不安にしている事項だと思っている。それについて、委員の皆様もお読みですから、そ れをやったでしょうとか、悪気があったでしょうとか、まったく申し上げておりません。 ただ、区長の言葉で説明をしていただければ、これは、ひとつ、区制の信頼回復になりま す。議員の逮捕者も出している状況ですから。こういうことで、非常に緊急性があるとい う判断を私たちはした。3名が判断したにもかかわらず、皆さんが判断しないのであれば、 この議運の場において、その判断しないというですね、ちゃんと決を採ってですね、自分 たちの政治生命をかけて、このことは区制に関係ないんだと、急がないんだということを ですね、区民に対して明らかするべきではないかと思うんですね。ですから、自分たちの 思うことを通すということを言っているわけではありません。この公の場でしっかりと議 論をしていこうというのが議会の場ですので、闇に葬るのではなく、しっかり公式な手続 きに、公平に公正に法に則ってやっていただかないと、これは私たちはリーガルチェック を受けて、弁護士の威信を背負っての提案でございますので、当然102条6号に則って、 これを緊急と判断する3名の議員の権限を行使させないのであれば、させない側の論理と いうものをしっかりと自分の言葉で語っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 〇小野委員長 はい、白川委員。

〇白川委員 この小池百合子記事の学歴詐称問題について、私のライターとして取材したことがございます。当事者の方たちにも話しを聞いたことがございます。確たる証拠はないものの、かなり怪しいなという気持ちも持っております。ただし、この記事に関しましては、証拠は出しておりません。要するにこの告発者である小島さんが、自分は小池さんを信じて、詐称があるという世の中のマスコミの報道などを反論するために活動したと。後から考えるとあれは詐称であって、私たちは工作に荷担させられたのではないかという記事です。つまりですね、ここで隠ぺい工作と書かれているのが、その当時は、あくまでも小池さんを信じて、できるだけマスコミの反論できるように行動したということなんですね。つまり、後から考えて、あれはやっぱり詐称であって、工作であるというふうに評価付けをしたという記事です。つまりですね、ここで樋口区長が、当時ですね、工作、これは詐称であって、工作活動したという意識があったとは一言も書いていないんです。つまり、この文章は、この決議文の案は、間違っています。読み取れていません。ですから、この決議は取れないと思います。もっと記事に沿った内容で、正確に書いてあったもので判断するんであれば、これはまな板に載せていいと思うんですが、これでは不正確ですから、俎上に載せられません。反対です。

〇小野委員長 はい、小枝委員。

〇小枝委員 白川さんのおっしゃる内容も加味してこの内容になっております。私たち3名の名誉にかかわることですので、この文面について、ですから俎上に上げていただきたかったんです。その上で議論されれば、より区民に明快であるということなので。何をおっしゃっているかがわからない状態になっていると思います。これについて、資料を回していただけるか、もしくは私の方で読み上げさせていただきたいと思います。

〇小野委員長 はい。ではよろしいでしょうか。ここまでにします。さきほど、小枝委員からですね。なぜ議事日程に入らないのかとのご質問がありました。まずはこの件なんですけれども、この臨時会とそれから定例会というところでですね、地方自治法に沿って私どもは原則でですね、判断をしております。もし、議事日程に載せてほしいということであれば、この議事日程に載せるか否かということを全議員にお諮りをするということが必要になってきます。その場はどこかというと、この議運ではないです。本会議という場になりますので、そこが一つありますので、大変恐縮なんですけども、ご理解いただければと思います。

### 〔発言する者あり〕

〇小野委員長 はい。議事日程、失礼しました。ちょっと一旦休憩させていただきます。

午後12時33分休憩午後12時39分再開

〇小野委員長 それでは再開いたします。それではですね、議事日程についてのご質問がありましたけれども、手順手続きのところですね。今一度事務局からお願いいたします。 〇石綿局長 私の方からは、議会運営委員会についての役割、ここについて自治法上の規定をもとにご説明させていただきますと、109条にございますけれども、議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する、とございます。一つ目が、議会の運営に関する事項、それから二つ目が、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、それからもう一つが、議長の諮問に関する事項と、以上三点となっておりまして、先程来、ご議論いただいている内容に関してですね、あくまでも議会運営委員会は、一般的には議会の運営に関する事項を皆様でご確認いただく場であって、議案等について審議をするような内容のものまでは含まれていないのかと考えてございます。〇小野委員長 はい、小枝委員。

〇小枝委員 大変厳しい説明で、地方自治法の研究家が喜んで研究するんじゃないかと思います。臨時会においては、3人の区議会議員が、12分の1以上の発議権をもって提案したものを、議運の、議会の権限でですね。議事に載せないと、載させないというような、言論の場である議会での言論封殺というのは、私はちょっと聞いたことがありません。そして樋口区長に説明を求める決議案っていうのを、本当に皆さんにお示ししている通り、傍聴者の方にはお示しできないんですけども、まったく、このそうした、なんですかね、今区長にもたらされている、区民が大変こういった官製談合やあっせん収賄の件で、いま区民の信頼関係は非常に重要なところに来ているのに、知事は自分の言葉で説明した、でも区長は、区長も自分の言葉で説明してくださいよと、それはそれこそ小島さんも求めているところなんですね。初めから断定しているわけではありません。説明責任を、政治家が、公人が、公の人が自らの言葉で説明する、今ここでそれを議会が求めていかないと、6月議会、6月の末でしょう。6月末にずれ込んでいく6月議会では、まったくこのこと

というのはですね、まあ発言はできなくはないでしょうけれども結局はやらない。だから 千代田区議会というのは、この現在の区制を不安定にしている、区民生活を不安に落とし いれている事項に関して、高みの見物で誰か何かしてくればいいやと、という状況にない んだと、ということは非常に区民に失望感を与えると思います。ただそういう議会である ということを、私はここで確認するしかございませんので、これについては、議会も、本 当はここで多数決をやってもらいたかったんですどもね。そのことについて発言させてい ただきます。

# 〔発言する者あり〕

〇小野委員長 はい。ご意見ありがとうございます。それは本会議でできることですので お願いいたします。

それでは、(2)、本日の議事順序について。

局長から説明を求めます。

〇石綿局長 それでは、私の方から、本日の議事順序についてご説明させていただきます。 はじめに、令和6年第1回臨時会の開会を宣言したのち、会議規則第124条の規定に 基づき、会議録署名員を定めます。今回は、12番 春山あすか議員、13番 はまもり かおり議員でございます。

次に、会期をはかり、本日4月25日の1日と定めます。

次に、議事参与について通知があった旨の報告を行います。

次に、区長から議会招集の挨拶を受けます。

次に、日程第1及び第2を一括して議題にし、執行機関の提案理由説明ののち、議案第24号及び議案第25号は、会議規則第36条第3項に基づく委員会付託の省略及び満場一致をはかり、決定いたします。

以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

区長の閉会の挨拶ののち、第1回臨時会の閉会を宣言し、散会します。

説明は以上でございます。

- 〇小野委員長 はい。ありがとうございます。
  - 2、委員派遣について。

別紙のとおり、文教福祉委員長から委員会の行政調査実施のための委員派遣承認要求があり、これを承認いたしましたので、ご報告いたします。

3、陳情書について。

異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書が、別紙のとおり議長あてに提出されました。こちらの陳情書につきましては、陳情を出された方から、一部訂正をするということでですね。お申し出をいただいております。訂正箇所につきましては、5行目にございます、住民を…

はい。休憩いたします。

午後12時45分休憩午後12時46分再開

〇小野委員長 再開いたします。

発言を撤回いたします。訂正ではなく、解釈について、こちらにご説明がございました ので、それについて申し上げます。住民を規制テープでぐるぐる巻いてというところにつ

いて、これについては、身体を拘束したものではなく、木の周辺の人の周りを規制したものということでございます。こちらの陳情につきましては、環境まちづくり委員会に送付することといたしますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇小野委員長 はい。4、その他。 何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇小野委員長 はい。5、次回議会運営委員会の開会日時について。 5月24日金曜日午後1時30分から開会いたします。 以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。 午後12時46分閉会